遺産分割協議書

被相続人 山田　太郎

生年月日 昭和20年5月20日

死亡 令和4年6月15日

最後の本籍 東京都豊島区池袋2丁目36番1号

最後の住所 東京都豊島区池袋2丁目36番1号

上記被相続人が令和4年6月15日に死亡し、相続が発生したことに伴い共同相続人である山田一郎、山田次郎は次の通り遺産分割の協議を行い、協議の結果、次の通り遺産分割し、取得することを決定した。

１.相続人山田一郎が相続する財産

1. 土地⇒不動産については登記簿謄本を参考に正確に記載する

東京都豊島区池袋×丁目×番×　宅地　300㎡

1. 建物⇒不動産については登記簿謄本を参考に正確に記載する

東京都豊島区池袋×丁目×番地×

家屋番号：×番×　木造瓦葺2階建て　床面積100㎡

1. 債務

令和4年度分固定資産税　豊島都税事務所

２相続人山田次郎が取得する財産

（１）預貯金

××銀行××支店　普通預金　口座番号××××××

1. 株式

××株式会社　××株

以上の通り遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本協議書を作成し、それぞれ

署名・捺印する。

本協議書に記載なき遺産・債務、並びに後日判明した遺産・債務は相続人全員で別途協議して定めるものとする。

令和　　年　　月　　日⇒協議を行った日を明確する

住所　東京都板橋区×丁目×番×号

相続人氏名　山田一郎⇒本人の自署 実印

住所　東京都練馬区×丁目×番×号

相続人氏名　山田次郎⇒本人の自署 実印